

2022年度 「被扶養者の要件確認」実施のてびき

被扶養者の要件確認とは

国家公務員共済組合制度の適用拡大により、2022年10月1日付で日本郵政共済組合に加入された組合員（短期組合員）の被扶養者に対し、認定要件を備えているかを確認する大切な調査です。

なお、本調書を受け取られた方は必ず要件確認調書及び確認資料等を揃えて、下記提出期限までにご提出ください。

また、当共済組合では国家公務員共済組合法等の法令等に基づき、資格確認を定期的を実施します。

概要

対象者

2022年10月1日現在において認定した被扶養者を有する組合員

2022年10月1日時点で日本郵政共済組合の資格を有する方は、必ず提出してください。



本調書は10月1日に各社から提供されるデータを基に作成しております。行き違いに認定削除の申出書等をご提出いただいている場合には、悪しからずご容赦願います。

調査基準日

2022年10月1日時点

提出期限

2022年11月30日(水) 消印有効

確認に必要な「調書」及び資料(不備等で追送を依頼した資料を含む)等の提出がなく要件確認が完了しない対象被扶養者は、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第17条及び第19条に基づき、当共済組合の職権で被扶養者の認定を2022年10月1日に遡及して、取り消すことがありますのでご承知おきください。

本調査は、被扶養者の認定要件を欠いている可能性がある事実を中心に確認をしているものであり、認定要件を備えていることを保証するものではありません。認定要件を備えていない事実がある場合には、組合員は遅滞なくその事実を申告する義務があります(認定要件を欠いていないかは4ページの「被扶養者認定の基礎知識」で確認してください)。

同封しているもの

- 1 要件確認調書(短期組合員)
- 2 手続ガイド
- 3 2022年度「被扶養者の要件確認」実施のてびき
- 4 給与等証明書_様式1
- 5 送金状況確認書_様式2
- 6 被扶養者の認定削除の申出書
- 7 返信用封筒

提出書類

要件確認調査

全員提出

収入 確認資料

●令和4年度 所得証明書

収入の有無にかかわらず
全員提出

※所得証明書に記載の収入が現在は発生していない場合、所得証明書の余白に①現在の収入状況②申立日を記入し、記名して提出ください。

●給与等証明書(様式1)

2022年7月～9月に給与収入がある場合は提出してください。

●令和3年分 確定申告書

自営業、農業、株、不動産等の収入がある場合は提出してください。

●年金振込通知書

年金支払元から2022年6月(企業年金は1月)に発行される通知書を提出してください。

※非課税のため所得証明書に記載されない、遺族年金及び障害年金も含まれます。

居住 確認資料

●住民票

全員提出
取得時の注意!
①世帯全員分を取得してください。
②続柄は省略しないでください。
③マイナンバー、本籍は省略してください。
④10月1日以降に取得したものを提出してください。

●送金状況確認書(様式2)(10月時点で別居の方)

2022年10月に被扶養者と別居されていた場合は、送金の確認資料(通帳の写し等)と併せて提出してください。

【個人情報の取扱いについて】

日本郵政共済組合へ提出いただいた個人情報は、被扶養者の認定、認定取消及び資格確認並びにこれら手続に関する未提出者の情報を組合員が雇用されている会社等(国家公務員共済組合法に定めのある会社等に限る。以下「会社等」という)へ提供する場合等、その目的達成に必要な範囲で利用します。

未提出者の情報は、上記目的達成に必要な範囲内で会社等へ書類の送付若しくは電子的または電磁的な方法等により提供します。組合員から日本郵政共済組合に対して、上記情報の提供を停止する申出があった場合、情報の提供を停止します。その場合、組合員から情報提供停止の申出を受ける前に会社等に提供された情報は、以後も会社等にて利用することがありますので、あらかじめご了承ください。当該情報に関しては会社等において、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に十分留意したうえで厳正に管理します。

提出方法

①要件確認調書の提出方法

要件確認調書

全員提出!

+

確認資料
所得証明書
住民票 等



➔

返信用封筒

※同封しています。



2022年11月30日(水)
消印有効

送付先
〒163-8791
日本郵便株式会社新宿郵便局
郵便私書箱第301号
日本郵政共済組合共済センター
被扶養者担当(要件確認) あて

②認定要件に該当しない場合

下記AまたはBの手続きが必要です。※送付先が違いますので、ご注意ください。

2022年10月1日時点で認定要件に該当しない場合

A

要件確認調書

同意事項へ署名と設問①の
「はい」にチェック

+

被扶養者の認定
削除の申出書

+



返信用封筒

※同封しています。



送付先
〒163-8791 日本郵便株式会社新宿郵便局郵便私書箱第301号
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当(要件確認) あて

**認定要件に該当していないことが
判明次第、速やかに提出**

2022年10月2日以降に認定要件に該当しない場合

①の要件確認の手続きと併せて取消手続きを行ってください。要件確認の審査を行った後に、取消の審査を行います。
※①とは送付先が異なりますので、ご注意ください。

B

[取消用]
被扶養者申告書

+

確認資料
取消理由により提出する
資料が異なります。

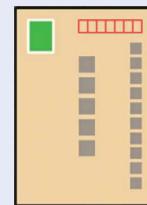


+

被扶養者証(保険証)
限度額適用認定証 等



封筒
※ご自身で
ご用意ください。



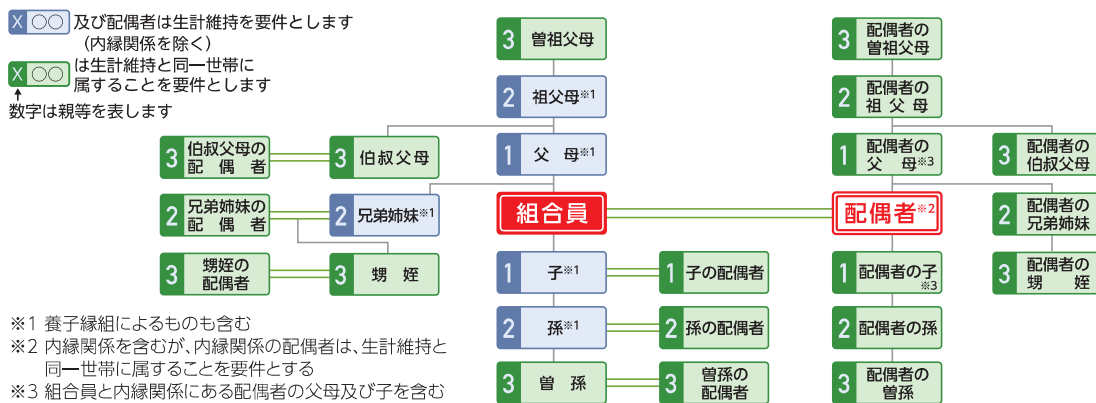
送付先
〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当 あて

**認定要件に該当していないことが
判明次第、速やかに提出**

被扶養者認定の基礎知識

被扶養者とは

「主として組合員の収入によって生計を維持」しており、共済組合が被扶養者として認定した方です。続柄によっては同一世帯に属する必要があります。被扶養者の範囲は下図の三親等内の親族です。(国家公務員共済組合法等で定められ、会社の扶養手当の対象や税法上の扶養親族とは異なります。)



被扶養者として認められない人

- 共済組合の組合員
- 健康保険の被保険者(任意継続組合員を含む)
- 船員保険の被保険者
- 健康保険法第3条第2項に規定する被保険者
- 後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の者及び65歳~74歳で障害認定を受けた人で希望する者)

「主として組合員の収入によって生計を維持」されているとは

具体的には次の①②③のすべてを満たしていることが判断目安となります。

① 被扶養者の収入が基準額未満であること

収入とは、退職手当等の一時的なものを除き、給与収入(通勤手当等各種手当、賞与を含む)、事業収入、年金、失業給付、傷病手当金、株の運用収入、利子収入を含むあらゆるものを指します。また、複数の収入がある場合は合算します。

・60歳未満	年収130万円未満
・60歳以上で公的年金を受給していない	(月額108,334円未満)
・60歳以上で公的年金を受給している	年収180万円未満
・障害年金を受給している	(月額15万円未満)

② 別居の場合、継続して送金していること

被扶養者と別居している場合、下記の条件を満たすことで被扶養者として認定します。

- 対象被扶養者の毎月の収入以上の送金額(収入が5万円を下回る場合は最低5万円/月)
- 毎月の送金の証跡を残す(一括、賞与時のみ、年間数回、手渡しなどは認められません。)
- 振込人が組合員であり(本人名義以外は不可)かつ受取人が対象被扶養者

次の書類を送金が確認できる資料として求めます。

通帳(写) 利用明細書(写) 送金額と受取人・振込人の記載がある資料 等

※2023年度以降に実施される資格確認では、前年の送金の資料が必要なため大切に保管してください。

③ 組合員の収入が共同扶養者の収入より上回っていること

被扶養者の続柄	共同扶養者となりえる者
子	配偶者
父または母	母または父、父または母と同居している配偶者、兄弟姉妹
祖父または祖母	祖母または祖父、父、母、兄弟姉妹
義父または義母	義母または義父、配偶者、配偶者の兄弟姉妹
孫	被扶養者(孫)の父母、配偶者

共同扶養者とは、左の続柄の親族のうち、共に扶養するべき者をいいます。ただし、共同扶養者となりえる者が組合員の被扶養者の場合には、共同扶養者には該当しません。また、組合員と共同扶養者との年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、申出により組合員の被扶養者として認定が可能です。

夫婦相互扶助の収入合計額	収入合計額
夫婦ともに60歳未満	260万円未満
夫婦のいずれかが60歳以上で、公的年金を受給している	310万円未満
夫婦ともに60歳以上でいずれも公的年金を受給している	360万円未満

夫婦は相互で扶助する義務があるため、共同扶養よりも夫婦相互扶助が優先されます。

被扶養者認定基準

日本郵政共済組合の被扶養者認定基準については、下表を参照してください。なお、協会けんぽの認定基準を参考までに掲載しています。

確認項目	日本郵政共済組合	[参考] 協会けんぽ								
被扶養者の条件	主として組合員の収入により生計を維持されている者	主として被保険者の収入により生計を維持されている者								
被扶養者の範囲 (組合員の三親等以内の親姻族)	別居でも可 配偶者(事実婚を除く)子 孫 兄弟姉妹 父母 祖父母 同居を要件 上記以外の三親等以内の親族、姻族	別居でも可 配偶者(事実婚を含む)子 孫 兄弟姉妹 父母 祖父母 曾祖父母 同居を要件 上記以外の三親等以内の親族、姻族								
収入基準	<table border="1"> <tr> <td>公的年金受給なし</td> <td>年額：130万円未満 月額：108,334円未満 日額：3,612円未満</td> </tr> <tr> <td>60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり</td> <td>年額：180万円未満 月額：150,000円未満 日額：5,000円未満</td> </tr> </table>	公的年金受給なし	年額：130万円未満 月額：108,334円未満 日額：3,612円未満	60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	年額：180万円未満 月額：150,000円未満 日額：5,000円未満	<table border="1"> <tr> <td>60歳未満</td> <td>年額：130万円 月額：規定なし 日額：規定なし</td> </tr> <tr> <td>60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者</td> <td>年額：180万円 月額：規定なし 日額：規定なし</td> </tr> </table>	60歳未満	年額：130万円 月額：規定なし 日額：規定なし	60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者	年額：180万円 月額：規定なし 日額：規定なし
公的年金受給なし	年額：130万円未満 月額：108,334円未満 日額：3,612円未満									
60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	年額：180万円未満 月額：150,000円未満 日額：5,000円未満									
60歳未満	年額：130万円 月額：規定なし 日額：規定なし									
60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者	年額：180万円 月額：規定なし 日額：規定なし									
雇用保険受給限度額	<table border="1"> <tr> <td>公的年金受給なし</td> <td>日額：3,612円未満</td> </tr> <tr> <td>60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり</td> <td>日額：5,000円未満</td> </tr> </table>	公的年金受給なし	日額：3,612円未満	60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	日額：5,000円未満	<table border="1"> <tr> <td>60歳未満</td> <td>日額：3,610円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者</td> <td>日額：5,000円未満</td> </tr> </table>	60歳未満	日額：3,610円	60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者	日額：5,000円未満
公的年金受給なし	日額：3,612円未満									
60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	日額：5,000円未満									
60歳未満	日額：3,610円									
60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者	日額：5,000円未満									
傷病手当金受給限度額	<table border="1"> <tr> <td>公的年金受給なし</td> <td>日額3,612円かつ 月額108,334円未満</td> </tr> <tr> <td>60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり</td> <td>日額5,000円かつ 月額150,000円未満</td> </tr> </table>	公的年金受給なし	日額3,612円かつ 月額108,334円未満	60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	日額5,000円かつ 月額150,000円未満	<table border="1"> <tr> <td>60歳未満</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者</td> <td>規定なし</td> </tr> </table>	60歳未満	規定なし	60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者	規定なし
公的年金受給なし	日額3,612円かつ 月額108,334円未満									
60歳以上で公的年金受給あり又は障害年金受給あり	日額5,000円かつ 月額150,000円未満									
60歳未満	規定なし									
60歳以上又は60歳未満で障害厚生年金を受けられる程度の障害者	規定なし									
営業収入等の必要経費として差引ける費目	売上原価、地代家賃、給与賃金、種苗費、肥料費、小作料、賃借料	売上原価、種苗費、肥料費 等								
共同扶養者	組合員と共同扶養者の収入を比較し、組合員が多い場合に認定	被保険者と共同扶養者の収入を比較し、被保険者が多い場合に認定								
国内居住要件	適用あり	適用あり								
別居している被扶養者への送金等	被扶養者の収入額以上の送金が必要 (最低送金額5万円)	被保険者からの援助が、被扶養者の年間収入額 (130万円又は180万円未満)以上であること								

新型コロナウイルス感染症の特例について

新型コロナウイルス感染症の対応により、収入が一時的に増加した被扶養者について

2022年7月～9月までの収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等によりその期間のみ上昇し、結果的に向こう一年の収入が130万を超える見込みの場合は、原則として被扶養者の認定を遡って取り消しません。

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により発生した業務ため、一時的に収入が増加した被扶養者
対象の収入	2022年7月～9月までの新型コロナウイルス感染症の影響により発生した業務で一時的に増加した収入
被扶養者の要件確認に提出する資料	・2022年 給与等証明書 一時的に収入が増加したことを確認するため、被扶養者の勤務先へ証明を依頼してください。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入について

医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は、臨時の特例的な取扱いとして、収入確認の際の収入には算定しません。

対象者	ワクチン接種業務に従事する医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士) ※ワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で従事された場合は、特例措置の対象ではありません。
対象の収入	2022年7月～9月までのワクチン接種業務に対する賃金
被扶養者の要件確認に提出する資料	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書 ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)へ発行(証明)を依頼してください(共済組合ホームページからダウンロードできます)。



新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る収入を除外しても、なお、年間収入見込みが130万円以上となる場合などにおいては、被扶養者から外れることもあります。また、被扶養者の要件は収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者から外れることもあります。

要件確認に関するQ&A

項番	項目	質疑	回答	提出書類
1	所得証明書	所得証明書の代わりに源泉徴収票や非課税証明書、市民税決定通知書でもよいですか。	それらの書類は、一部の記載項目が省略されているため、代替書類とすることはできません。所得控除前の収入の有無と種類を確認するために必要ですので、所得証明書(または課税証明書)を提出してください。	・令和4年度 所得証明書(写)
2	所得証明書	2022年3月に会社を退職しましたが、所得証明書に退職前の給与収入が記載されています。その後収入はありませんが、何を提出したらいいでしょうか。	2022年10月1日以降の収入状況について、所得証明書の余白へ申立て下さい。	・令和4年度 所得証明書(写) 余白へ下記を記載の上で提出してください。 ①2022年10月1日以降の月額収入等 ②申立日 ③記名
3	所得証明書	●収入がない(少ない)ため所得証明書をかせないと言われました。 ●事業収入があるが、少額なため、申告不要と言われました。確定申告書一式を提出することができません。	収入がない(少ない)場合でも、そのことがわかる書類を発行してもらうよう、市区町村役場でご相談ください。	・発行された書類余白へ下記を記載の上で提出してください。 ①所得証明書等を提出できない理由 ②日付(記載日) ③組合員番号及び組合員氏名
4	給与等証明書	被扶養者が既に勤務先を退職したため、給与等証明書が提出できません。	通勤費等の非課税給与も含めた収入や雇用条件等を把握するために必要な資料です。支払元が存在していないという止むを得ない事情を除き、被扶養者の勤務先に依頼の上、必ず提出してください。	・給与等証明書_様式1 ※会社の倒産等で支払元が存在しない場合にはお問い合わせ先コールセンターまでご相談ください。(8ページ参照)
5	給与等証明書	妻には給与収入のほか不動産収入もありますが、確定申告書の提出のみでいいですか。	給与収入以外の収入がある場合は、給与等証明書_様式1と他の収入を確認できる書類を提出してください。通勤費等非課税分を含めたすべての収入が基準額未満であることを確認します。	・給与等証明書_様式1 ・給与収入以外の収入に関する確認資料
6	年金	2022年の年金振込通知書を紛失してしまいました。	年金の支払元(日本年金機構、共済組合、厚生年金基金等)に再発行を依頼してください。	再発行できない場合、以下①～③の資料を代替書類とすることができます。 ①年金証書(写) ②2022年中の年金振込が確認できる通帳(写) ③確認資料の提出に関する申立書(ホームページに掲載。)
7	送金額	別居している母へ生活費として毎月3万円程を送金しています。	送金は対象被扶養者の毎月の収入額以上の送金額(収入が5万円を下回る場合は最低5万円/月)が必要です。今すぐ送金額を変更してください。変更が難しい場合は、被扶養者の要件をみたしていないため認定取消手続をしてください。	変更が可能な方 ・送金状況確認書_様式2 ・送金確認できる資料 状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。 変更が難しい方 ・被扶養者の認定削除の申出書(3ページ参照)
8	送金方法	扶養している家族(配偶者と子供)と別居しています。生活費は、配偶者へまとめて送金していますが、配偶者と子供それぞれの口座への送金が必要ですか。	被扶養者それぞれの口座へ送金が必要です。ただし、扶養している家族同士が同居している場合は、一人の口座へまとめて送金しても差し支えありません。	・送金状況確認書_様式2 ・送金確認できる資料
9	送金方法	子と別居しているが近くにいて、生活費は手渡しをしています。	送金の証跡を残す必要があるため手渡しは認められません。送金方法は口座間送金に限ります。送金状況確認書_様式2に、生活費を手渡ししている状況を詳細に記入し、要件確認調書とともに提出してください。	・送金状況確認書_様式2 状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。

項番	項目	質 疑	回 答	提 出 書 類
10	世帯分離	両親を扶養しています。同居生活を共にしていますが、住民票上は世帯分離をしています。何を提出すればよいですか。	それぞれの世帯における住民票の住所が枝番まで同一であれば、同居とみなします。	・それぞれの世帯における世帯全員の住民票(写)(マイナンバーと本籍の記載がないもの) ・生計同一に関する申立書(ホームページに掲載)
11	学生	被扶養者は2000年(H12年)4月2日以降生まれの学生です。在学証明書を提出すればよいですか。	「学校教育法第1条」に規定されている学校 ※及び修業期間が1年以上の専修学校、専門学校であれば、在学証明書を提出してください。 ※高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(一部抜粋) ※夜間部や通信制は「学校教育法第4条」に規定されているため在学証明書は認められません。	・在学証明書 ・住民票(世帯全員)の写し
12	学生	学校が休業中で在学証明書が取得できません。代わりに学生証(写)でもよいですか。	学生証(写)では、現在在学していることが確認ができません。学校へ郵送で取得することが可能か、ご相談してください。	・在学証明書
13	海外居住	被扶養者は現在、ボランティア活動を目的に一時的に海外に行っています。そのため、所得証明書(または課税証明書)が交付されません。何を提出したらよいですか。	「提出書類」欄の①～④の資料とそれを和訳したものを提出してください。	①確認資料の提出に関する申立書 ②海外に居住していることが確認できる資料(留学の場合は留学先に在学していることが確認できる資料でも可) ③送金状況確認書_様式2 及び 送金が確認できる資料 ④収入が確認できる資料(収入がある場合)
14	国内居住要件	母は日本に住民基本台帳に住民登録(住民票)がありませんが、日本の保険医療機関に入院しています。被扶養者証(健康保険証)を使用してはいけませんか。	2020年4月1日から、「国内居住要件」が追加されましたが、2020年3月31日以前から国内の保険医療機関に入院している場合、2020年4月1日以降も引き続き入院中であれば、被扶養者として被扶養者証は使用できます。 ただし、退院した日の翌日をもって認定取消の手続きをお願いいたします。	—
15	国内居住要件	海外に留学している子に配偶者が同行しています。認定削除をしなければなりませんか。	国外に留学する学生は、「国内居住要件の例外」に該当します。また配偶者はその帯同者となり、どちらも認定削除の必要はありません。	—
16	共同扶養	子を扶養していますが、年間収入は配偶者の方が少し上回っています。配偶者への扶養替のため、取消手続きが必要でしょうか。(年間収入:組合員390万円/配偶者400万円)。	組合員と共同扶養者の年間収入を比較し、高い者が被扶養者とするのが原則ですが、その差額が1割以内の場合は、申出により、組合員の被扶養者とすることができます。 質疑の場合は、 組合員と配偶者の差額:10万円 配偶者の年間収入の1割:40万円 差額(10万円)が配偶者の年間収入の1割(40万円)以内のため、取消手続きは不要です。	—
17	夫婦相互扶助	組合員の被扶養者である母(59歳)は年額100万円の給与収入があります。今回、父(65歳)の年金が満額支給、年額230万円となりますが、父へ扶養替の必要はありますか。	被扶養者(母)と共同扶養者(父)の収入合計が310万円以上となったことが確認できた時点で扶養替が必要です。 (夫婦相互扶助の収入合計額についてはたびき4ページを参照)	—

項番	項目	質疑	回答	提出書類
18	提出期限	11月30日(水)提出期限までに資料のすべてを揃えて提出することができません。	提出期限までにすべてを揃えることができない場合は、要件確認調書の通信欄に右記「提出書類」欄の①～③を記入の上、要件確認調書と揃っている確認資料を提出期限までに提出してください。 ※遅れる確認資料は準備出来次第、速やかにご提出ください。	・要件確認調書 ①提出が遅れる確認資料名 ②提出が遅れる理由 ③提出予定日
19	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスの影響により、一時的に給与収入が増加し、年額130万円(もしくは月額108,334円)を超えてしまいそうです。	2022年7月～9月の収入が増加したのは、一時的であることを確認します。 被扶養者の勤務先へ、給与等証明書のA欄を証明いただくよう依頼してください。	・給与等証明書_様式1
20	新型コロナウイルス	2022年7月～9月は新型コロナウイルスワクチン接種業務に携わっていました。何を提出したらいいですか。	ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市町村、医療機関等)から発行(証明)を受け、提出してください(ホームページに掲載)。	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
21	認定削除の申出書	被扶養者は10月1日に就職したため、認定削除の手続きを行う予定です。何を提出したらよいですか。	要件確認調書は同意事項に署名、設問1の「□はい」にチェックしてください。 被扶養者の認定削除の申出書は必要事項すべて記入の上、要件確認調書及び被扶養者証(保険証)と併せて同封の返信用封筒で提出してください。(てびき3ページ参照)	・要件確認調書 ・被扶養者の認定削除の申出書 ・被扶養者証(保険証)
22	認定取消手続き	被扶養者は10月2日以降に就職したため、認定取消の手続きを行う予定です。要件確認の書類を提出する必要があるですか。	必要です。要件確認で認定要件を備えているかを確認した後、10/2以降の取消審査を行うため、要件確認の書類及び取消申告の両方をご提出ください。(てびき3ページ参照)	・要件確認調書 ・確認資料
23	被扶養者証(保険証)	なぜ、被扶養者証(保険証)を発行してから審査をするのですか。	2022年10月に協会けんぽから共済組合に加入となる方につきましては、組合員証(保険証)が速やかにお手元に届くよう、通常の申請手続とは異なる手順で対応しています。	—
24	認定不可	審査の結果、収入超過のため認定不可のお知らせが届きました。何か手続きは必要ですか。	認定削除を行う前に認定不可をお知らせしたもので、共済組合での手続きは不要です。 ただし、次に加入される健康保険組合(国民健康保険等)の手続き方法については、その健康保険組合へ確認してください。	・被扶養者証(保険証)

共済組合ホームページ

郵政共済 要件確認



スマートフォンにも対応しています

お問い合わせ先コールセンター

TEL 0120-97-8484 (無料通話) 土日祝日を除く 9:00～18:00